

利用約款

2019年3月1日改定

(約款の適用)

第1条 当練習場に入場された方(会員、非会員を問わず)は、本約款に従って利用いただきます。

(約款効力発生)

第2条 この約款は当練習場敷地及び施設に入ったときから効力を発生し、当練習場敷地及び施設を出るまで効力を有するものとする。

(施設利用の拒絶)

第3条 当練習場は次の各号のいずれかに該当する場合は施設の利用をお断りすることがあります。

- 天災その他やむを得ない事情により施設の営業を休止するとき。
- 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗を害する恐れがあると認めるとき。
- 利用者が暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力に属している人。
- 利用者が、暴力団員を同伴した場合における利用者及びその同伴者。
- 泥酔、覚せい剤使用の場合。
- 刃物、危険物などを所持している場合。
- 利用者がルール、マナーに著しく反するとき、及び警告を無視して改めないとき。
- その他、本約款に違反した場合。

(休場日、開場時間)

第4条 当練習場の休場日及び開場時間については、当練習場が別に定めたところによります。但し、臨時に変更することがあります。

(ゴルフクラブ、金銭、貴重品、携帯品等)

第5条 ゴルフクラブ、金銭、貴重品、携帯品等はご自身で管理していただきます。

当練習場の打席、ロビー、トイレ、その他の場所、如何を問わずゴルフクラブ・金銭貴重品・携帯品の紛失・盗難・滅失・毀損について一切の責任を負いません。

(自動車、バイク、自転車及び携帯品等の事故責任)

第6条 駐車場内、敷地内での自動車等及び携帯品等に盗難又は損傷等の事故があっても当練習場は、一切の責任を負いかねます。

(強風、雷、異常気象時の厳守事項)

第7条 強風、雷、異常気象などの際は、プレー(練習)を中断し、係員の指示に従って下さい。

(火気の使用についての厳守事項)

第8条 当練習場、施設・敷地内での喫煙は、所定の場所以外では禁止です。又、プレー中及び歩きながらの喫煙もお断りします。

(施設に与えた損害)

第9条 故意または過失によって当練習場の施設及び備品に損失を与えたときは、加害者にその損害を賠償していただきます。

(持込み品の禁止)

第10条 施設内へは、次の各号に挙げる物品の持込みをお断りいたします。

- ゴルフボール、動物(ペット類を含む)、悪臭を発するもの・騒音を発するもの。
- 鉄砲、刀剣など、他人に危害を与える恐れがあるもの。発火または爆発の恐れのあるもの。
- 麻薬及び麻薬に類する物、その他、他人に迷惑を及ぼす物品。

(行為の禁止)

第11条 施設内では、次の各号に掲げる行為はお断りいたします。

- 賭博その他風紀を乱す行為。
- 物品販売及び広告宣伝誘引行為。
- 他人に迷惑を掛ける行為、不快感を与える行為。
- フェアウェイ内、フェアウェイラフ、パッティンググリーン場等への立入り。

(危険防止、事故防止のための利用規約)

第12条

当練習場ではご来場が楽しく安全に練習してもらえよう、次に掲げる事項を定めています。ご来場者は必ず厳守して下さい。

(禁止事項)

- 打席ゴルフマット以外でのプレー
- スタンス位置が打席ゴルフマットからはみ出たプレー
- ゴルフボールの持込、当練習場ボールの持ち帰り。
- 当練習場所属ティーチングスタッフ以外の方の打席レッスン。
- 斜め打ち。
- 打席指定以外での練習。
- 大声での電話、会話等、周りのお客様のご迷惑になる行為。
- 通路等打席以外での素振り。
- メタルバイクの使用
- 打席マット、打席間仕切りの移動。
- ボールがティー前方に転がった場合、危険ですから拾わないで下さい。
- フェアウェイの立ち入り。
- 立ち入り禁止区域への侵入。
- 酒に酔った状態での練習。
- 下着姿等でのプレー。
- プレーヤー以外の方の打席への立入り。
- 無断での当練習場の利用・立入・見学・写真撮影・録音・他

(厳守事項)

- エチケット、マナーを守ること。
- 周囲に充分注意してプレーして下さい。
- 打席ティーの高さ調整は、周囲の打席に充分注意をしながら、必ずクラブでティー昇降盤を押して調整して下さい。
- 18才以下の未成年者がプレーする場合は必ず保護者付添でお願い致します。
- 18才以下の未成年者がプレーする場合は保護者が事故のないように周囲に充分注意をして下さい。又、周囲のお客様にご迷惑にならないようお願い致します。
- 小学生以下のプレーに関してはご父兄の監視のもとで行って下さい。
- ガードバンカー、パッティンググリーンでのプレーは特に周囲に注意して下さい。
- ガードバンカーで同時にボールを打つのは危険ですのでお止め下さい。
- ガードバンカーを他の方が利用している時はご遠慮下さい。

(事故の責任)

第13条 ご自身又は第三者に人的・物的損害を発生させた場合、又はご自身が被害を受けても、当練習場は一切その責任を負いません。当練習場の責により事故が発生した場合は示談等はせず必ず弁護士等の第三者を通じて対処いたします。

(利用約款違反の責任)

第14条 この約款に違反し、ご自身又は第三者に人的または物的損害を与えたとき、又は、ご自身これらの被害を受けたときも、当練習場は一切その責任を負いません。

(個人情報の取り扱いについて)

第15条 当練習場は知り得た個人情報を、当練習場の責に則り安全管理に努めます。当練習場では、ご登録またはご来場いただいたお客様に対し、当練習場の営業情報・イベント告知などをダイレクトメール・FAXまたはEメール等でご案内させて頂くことがありますのでご了承ください。

(ICカードについて)

第16条 当練習場に名前登録された方のみ再発行致します。(別途保証料必要)
○カードが紛失、盗難などに遭ったときは、直ちに当練習場に連絡して下さい。
○第三者使用後の再発行は責任を負いかねます。

(付則)

施設利用方法は必ず当練習場の指示に従ってご利用いただきます。この約款は告知せず必要に応じ改定することがあります。



博多金の隈ゴルフヒルズ